

蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記について

山 本 秀 人

目 次

- 一、はじめに
- 二、蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記と高山寺本、観智院本との比較
- 三、蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記の性格
- 四、結びに代えて——蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記の活用——

一、はじめに

改編本類聚名義抄の伝本として、現在、観智院本、高山寺本、蓮成院本、西念寺本の四種が知られている。本稿は、この内の蓮成院本類聚名義抄（鎮国守国神社蔵「三宝類聚名義抄」¹⁾）の本文中に存する「イ」本注記について、その素姓や性格を、他の改編本との比較に基づいて明らかにしようとするものである。

右の改編本類聚名義抄諸本の系統関係については、夙に岡田希雄氏の研究がある。氏は、蓮成院本を観智院本と比較された結果、前者の方が標出字、注文（和訓を含む）が多く、標出字の排列も前者の方が妥当な場合が多い等との判断から、蓮成院本を観智院本よりも後出のものとした²⁾。氏はまた、高山寺本は観智院本よりも前出、西念寺本は観智院本よりも後出とされた³⁾。これに対して、川瀬一馬氏は、観智院本と蓮成院本とは父子関係ではなく兄弟関係であろうとされ、西念寺本については岡田氏の見解とほぼ同様ながら、高山寺本については他の三本とは大きく別系の本であるとさ

に、「即ち」蓮本が対校に用いた異本は（中略）現存高山寺本であったということになると思うのであるが、猶「イ」注記をもつ他の多くの例との比較対照の用意を整えて更に改めて考察を試みたいと思う。」とも述べられた。⁽¹²⁾

一方筆者は、蓮成院本の僧帖「又・支・爻」部「又」部（一頁目を除く）が高山寺本系の本文になっていることを明らかにした際、併せて、この部分には「イ」本注記が全く見られないことを述べ、その事と、「イ」本注記が高山寺本と同系の本に拠っているらしいこととに、何らかの関係があるのではないかということ⁽¹³⁾を述べた。

右の内、武市氏が、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系の本である旨を述べておられる点については、筆者も首肯する所であるが、現存の高山寺本ではないかと推測されている点については、その根拠とされた例や他の諸例を検ずるに疑問とせざるを得ない。いずれにせよ、武市氏の御指摘は、蓮成院本の「イ」本注記の中でも、主に、対応する和訓における相違を傍書形式で注した例の、しかも僅かな抜粹例に基づいて行われている点に再検討の余地があると思われる。従つて、氏も後者の御論考で述べておられる如く、更に多くの例の比較対照を行う必要がある、更には蓮成院本の「イ」本注記の性格についての考察をも行う必要がある。

そこで筆者は、対応する和訓における相違を注するものだけでなく、和訓自体の有無を注するもの、標出字、音注、義注等の和訓以外の記載内容について注するものなど、蓮成院本の「イ」本注記の全般に亘つて、高山寺本、⁽¹⁴⁾観智院本⁽¹⁵⁾との比較検証を行った。⁽¹⁶⁾以下の第二節では、その比較の主要な点を述べることにより、「イ」本注記が高山寺本系の本に拠っていることの検証と、その本が本当に現存高山寺本であるのか否かの再検討とを行う。更に第三節では、第二節の検討を踏まえて、「イ」本注記の性格について考究を行う。これには次のような趣旨も含まれる。高山寺本は、「佛上」の一帖（人部く田部）が現存するのみであつて、それ以外の帖の本文を直接に観ることはできない。しかし、ここで、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系の本であるのならば、それをもつて高山寺本の現存しない帖の本文の姿を知り得るという可能性も生れて来る（蓮成院本は僧帖の大部分を残す）。そのためにも、この「イ」本注記がどのような態度で施さ

れ、どこまで活用が可能であるのかをも検討する必要があると思われるのである。そして第四節では、結びに代えて、「イ」本注記の活用例の若干を述べたい。

二、蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記と高山寺本、観智院本との比較

前節に述べた趣旨に従い、ここでは先ず、蓮成院本の「イ」本注記を、高山寺本、観智院本の二本と比較し、両本とどのように一致し一致しないかを検討する。特に、高山寺本とどの程度良く一致するのかという点に注目し、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系の本であるということの検証を行い、更に、それが果して現存高山寺本であるのか否かについて検討する。その際、上述の如く高山寺本は「佛上」の一帖しか現存しないため、比較も、この部分に限定して行われることになる。¹⁷⁾

蓮成院本の「イ」本注記には、冒頭にも触れた如く、標出字について施されたもの、和訓について施されたもの、注文について施されたもの、その内容も、文字の相違を注したものの、記事の有無を注したもの等、多種多様である。その中で、「イ」本注記が高山寺本と同系の本に拠ったものであるか否かを検証するのに最も好都合と思われるのは、和音注について施されたものである。

和音注は、類聚名義抄の音注の中でも特に「禾(和)」「禾十(和音)」として主に仮名書で掲げられるものであり、原撰本(図書寮本)から既に存し(原撰本では「眞云」とするものを含む)、多くの増補と改変が加えられた上で、観智院本等、改編本に取入れられている。¹⁸⁾ところが、改編本諸本の中でも、高山寺本のみは、その和音注を、更に、「音」「又音」として和音と断らない音注に変えるか、或いは全く削除してしまうという独特の改変が行われている。¹⁹⁾このような訳から、蓮成院本の和音注に附された「イ」本注記は、特に注目されることになる。

この和音注に対する「イ」本注記は、後に掲げる特殊な例を除けば、次の3例のみである。(以下挙例に当っては特に断

らない限り、上段を蓮成院本、中段を高山寺本、下段を観智院本とする。また、必要以外の注文等は原則として省略し、必要によつては注文等を省略したことを…で示すこともある。また、標出字は原則として模写し、和訓や注文についても「イ」本注記との関連から字句の一部を模写する場合がある。

〔蓮成院本〕

④ 佳 イ音イ イ音イ イ音イ (佛一ウ)

⑤ 左 イ音イ イ音イ (佛二〇ウ)

⑥ 暴 イ音イ イ音イ (佛六五オ)

〔高山寺本〕

佳 イ音イ イ音イ イ音イ (三ウ)

左 イ音イ イ音イ (四十五オ)

暴 イ音イ イ音イ (九十七ウ)

〔観智院本〕

佳 イ音イ イ音イ イ音イ (佛上三頁)

左 イ音イ イ音イ (佛上八四頁)

暴 イ音イ イ音イ (佛中九五頁)

④は、「イ」本では和音注「禾クエ」の「禾」が「又音」となっているうえ、「ケイ」の上にも「又音」がある旨を注するものと見られ、⑤も、「禾サ」の「禾」が「イ」本では「音」とある旨の注記と見られる。⑥は、「禾ホ牛」が「イ」本には存しない旨を注している。このように、3例とも、高山寺本の独特の和音注の状況に一致していて観智院本には一致せず、蓮成院本の「イ」本が、高山寺本と同系であることを如実に物語っている。尤も、和音注そのものは多数存するのに対して、それに附された「イ」本注記は右の如く例が極めて少く、一々は注せられなかったようである。これについては次節で考察する。

右の他、和音性に関する「イ」本注記として、注意される例に次のものがある。

⑦ 各 イ音イ イ音イ イ音イ (佛四八ウ)

各 イ音イ イ音イ イ音イ (七十八オ)

各 イ音イ イ音イ イ音イ (佛中五八頁)

これは、蓮成院本の「又+高」が、「イ」本の和音注「又音ク」（観智院本に和音注「禾ク」が存する）に該当すると誤認されて、「高」に対して「クイ」と注せられたものと見られる。一方、蓮成院本には「禾タ」なる記載も存し、こちらの方が元来和音注「禾ク」であつたものと思われる（「ク」を「タ」に誤写したことによる）。恐らく、「禾タ」は和訓の一つと誤解されたのであろう。⁽²⁰⁾ いずれにせよ、やはり、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系であることを良く物語る例である。

右により、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系の本であることは、ほぼ明らかであると言えよう。但し、蓮成院本の「イ」本注記は、高山寺本と比較を行った範囲内に全部で36例存するのに対して、その内和音注の例は右の如く僅かであるので、更に他の「イ」本注記についても検証を行つておくことが望ましい。紙幅の都合上、ここでは特に、上掲②のような、蓮成院本に無くて「イ」本には存する和訓を「イ」として掲げる例について観ておきたい。

蓮成院本に無い和訓を「イ」として掲げるものは、高山寺本と比較した範囲内では51例見られる。その「イ」本注記の趣旨に従い、先ず、これらの「イ」本の和訓に該当する和訓が、高山寺本、観智院本に有るか無いかのみによつて分類すると、次のようである。

A、高山寺本に有り、観智院本に無いもの（1例）

⑧ 迹……逡 ウツム (佛一〇オ) 形 ウツム (三十一オ) 形逡 ウツム (佛上五七頁)

この例では、蓮成院本は「形」の下に「一」（「迹」又は「逡」が当る）を脱落しているものと思われる。

B、高山寺本に無く、観智院本に有るもの（ナシ）

C、高山寺本、観智院本の両本に有るもの（44例）

挙例は後に行う（C①～C⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）。

蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記について

D、高山寺本、観智院本の両本に無いもの(ナシ)

E、特殊な対応を示すもの(4例)

これについては後に述べるが(17)(20)、いずれも高山寺本に一致していると考えられる例である。またその内の1

例(20)は、観智院本にも一致している例である。

F、判断が困難なもの(2例)

三本の対応関係が複雑で判断が困難なものである。挙例は省略する。

以上を観ると、全51例の内、高山寺本に存するものはACEの計49例と殆どを占めている上に、高山寺本に存しないものは皆無であつて、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系であるという推定に良く符合している。尤も、観智院本に存するものもCの44例、Eの内の一例の計45例存しており、右の整理では、高山寺本と観智院本との間にさほどの大差は認められない⁽²¹⁾。そこで次に、Cの高山寺本、観智院本の両本に有るもの44例について、更に、その語形まで完全に一致しているか否かを観ると、以下のC₁、C₄のようになる。

C₁、高山寺本に一致し、観智院本に一致しないもの(7例)

若干例を掲げる。

⑨	媮 イハラフ (佛三二オ)	媮 ハラフ (五十八オ)	媮 キハラフ (佛中二〇頁)
⑩	委 ツハヒラカニイ (佛三三オ)	委 ツハヒラカニ (六十オ)	委 ツマヒラカニ (佛中二三頁)
⑪	倏 ……倏忽ガマ (佛二ウ)	倏 忽心 アカ団サマ (五オ)	倏 忽心 アカラシ (佛上六頁)

右の内⑩は、「イ」が「倏忽サアマニ」の全体を指すものと見られるが、和訓の例としてここに入れた。これらの他、次のような例も存する。

- ⑫ 逸 ホシリマ、ニ(佛六オ) 逸 ホシリマ、ニ(二十七オ) 逸 ホシキマ、ニ(佛上四九頁)

この例は、観智院本で「ホシキマ、ニ」とあるのに対して高山寺本では「ホシマ、ニ」とあり、「ハ(キ)」の左傍に一種の見消符と見られる短線「一」が附されている。蓮成院本の「イ」本注記は、これを「ホシリマ、ニ」なる奇妙な和訓にしているが、施注の際「イ」本の「ハ」を「リ」に見誤ったか、或いは「イ」本では「リ」に誤写されていたか、さもなければ「イ」本注記自体の転写の過程で「リ」に誤写されたものと考えられる(後述する如く、蓮成院本の「イ」本注記はそれ自体、蓮成院本の転写に伴って転写されたものである)。従って、高山寺本に一致する例に準じてここに入れた。いずれにせよ、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系であることを示す好例となる。

C₂、高山寺本に一致せず、観智院本に一致するもの(ナシ)

C₃、高山寺本、観智院本の両本に一致するもの(36例)

若干例を掲げる(⑭は用例数2例、⑮は同3例となる)。

- ⑬ 倏 ニキハフ(佛二ウ) 倏 ニキハフ(四ウ) 倏 ニキハフ(佛上六頁)
 脩 ホシ、サカナ(佛二ウ) 脩 ホシ、サカナ(四ウ) 脩 ホシ、サカナ(佛上六頁)
- ⑭ 逕 ハルカナリタ、チニカヘル(佛八ウ) 逕 逕 ハルカナリ タ、チニカヘル(二十九ウ) 逕 ハルカナリ タ、チニカヘル(佛上五四頁)
- ⑮ 逕 ハルカナリタ、チニカヘル(佛八ウ) 逕 逕 ハルカナリ タ、チニカヘル(二十九ウ) 逕 ハルカナリ タ、チニカヘル(佛上五四頁)

C₄、高山寺本、観智院本の両本に一致しないもの(1例)

⑩ 起……………イ弱ケコフ (佛一三ウ) 逸弱テコフ (三十五ウ) 逸弱テコフ (佛上六六頁)

このように、語形的一致、不一致の点では、高山寺本と一致しないものはC₄の1例のみであり、観智院本に一致しないものがC₁、C₂の8例であるのに対して、やはり高山寺本と極めて良く一致していることが判る。

なお、E特殊な対応を示すものとして説明を保留しておいた4例については、その1例を掲げれば次のようである。

⑪ 身カ、ルイ (佛六八オ) 身カ、ル (百ウ) 身カ、ル (佛中一〇二頁)

この例は、蓮成院本に「イ」本として「カ、ル」が掲げられているのに対して、高山寺本には果して「カ、ル」が存するのであるが、一方観智院本には、高山寺本の「カ、ル」に該当すると見られる「カ、ル」があり(片仮名「カ、ル」と踊字「カ、ル」との誤写が関わっている)、再度蓮成院本に目を向けると同本にも原本文として既に「カ、ル」が掲げられている。このような誤で、「カ、ルイ」に該当する和訓が観智院本に存しないとは単純には言い難く、Aには入れなかつたものである。しかしいづれにせよ、高山寺本に一致して観智院本には一致しない例である。恐らくは、「カ、ル」という蓮成院本には無い和訓が、「イ」本には存すると判断されて掲げられたものであろう。なお、この場合、蓮成院本の「カ、ル」は「イ」本には無い和訓ということになるはずであるが、「カ、ル」に対しては「イ無」等その旨を注する「イ」本注記は見られない。これについては次節で考察する。

同様の例として、

⑱ 浅 ヲカス
ウカル

(佛一八ウ)

浅 ウカル

(四十三ウ)

浅 ヲカス

(佛上七八頁)

⑲ 毎 コトニ
コトク

(佛三三オ)

毎 コトコト

(六十ウ)

毎 コトニ

(佛中二四頁)

がある(⑱は「ヲ」と「ウ」、「ス(瓜)」と「ル」との誤写が関わり、⑲は片仮名「ニ」と踊字「く」の誤写が関わっている。但し⑲の高山寺本は「コトコト」とある)。この他、

⑳ 毎 シハシ シハクイ

(佛三三オ)

毎 シハく

(六十ウ)

毎 シハく

(佛中二四頁)

は、「シハくイ」が高山寺本にも観智院本にも一致すると共に、蓮成院本の「シハシ」も高山寺本、観智院本の「シハく」に該当すると見られる例である(踊字「く」と片仮名「シ」との誤写が関わっている)。

以上に、蓮成院本に無い和訓を「イ」として掲げる例を検討した結果からも、武市真弘氏が上掲②等の例について指摘された如く、「イ」本が高山寺本と同系の本であることは確実であると言えよう。

尤も、⑯の如く、高山寺本と一致しない例も、全体から見れば僅かではあるが存在している。この例は、元々「イ」本注記も「テコフ」とあったものが、「イ」本注記自体の転写の過程で「ケコフ」に誤写された可能性も考えられるが、いずれにせよ、武市氏が、「イ」本は現存高山寺本ではないかと推測されている点については、再検討の必要がある。蓮成院本の「イ」本注記全35例の内、高山寺本に一致しないものは、⑯を含め全部で30例存する。その内の一部を掲げれば次の如くである(⑳以外は観智院本にも不一致である)。

㉑ 僮 カタクナシ

(佛一ウ)

僮 カタクナシ

(四オ)

僮 カタクナシ

(佛上三頁)

22	還 往一サメヨヲ (佛六ウ)	往(還) サトヨフ (二十七ウ)	往還 サトヨフ (佛上五〇頁)
23	遮 サマラハレ (佛一〇オ)	遮 サマラハレ (三十一オ)	遮 サマラハレ (佛上五八頁)
24	姪 ウルハシ (佛二六ウ)	姪 ウルハシ (五十二ウ)	姪 ウルハシ (佛中九頁)
25	喟 横含反 (佛四〇オ)	喟 横含反 (六十八ウ)	喟 横含反 (佛中四〇頁)
26	吡吡此 三谷 訛訛訛 訛訛訛 (佛三七オ)	吡吡此 三俗 訛訛訛 訛訛訛 (六十五オ)	吡吡此 三俗 訛訛訛 訛訛訛 (佛中三三頁)
27	啗 谷 啗 谷 (佛三五ウ)	啗 二俗 啗 二俗 (六十三ウ)	啗 谷 啗 谷 (佛中三〇頁)
28	人 人 人 人 (佛二オ)	人 人 人 人 (四ウ)	人 人 人 人 (佛上五頁)
29	脩 上巡俗脩字 (佛二ウ)	脩 音巡俗脩字…… (四ウ)	脩 谷 脩 字 上 巡 …… (佛上六頁)

右に掲げた例は、いずれも、蓮成院本の記載が高山寺本に一致していないながら、それに対して「イ」本注記が施されているものであり、必然的にこの「イ」本注記は高山寺本に一致していない。⁽²³⁾従って、これらの例は、元々高山寺本に一致していた「イ」本注記が、「イ」本注記自体の転写の過程で変容して不一致になったものである可能性は考えにくい。このような例の存在から、蓮成院本の「イ」本が、高山寺本と同系の本ではあっても、現存の高山寺本そのものではな

これらの諸点は、蓮成院本の「イ」本注記の活用の際して、特に問題になって来ることが予想されるものである。一方、先にも述べた如く、蓮成院本僧帖の「又・支・爻」部の本文は、高山寺本系の本文になっており、これと「イ」本注記との関連も考え得る。そこでこの点についても、(5)蓮成院本僧帖「又・支・爻」部の高山寺本系本文と「イ」本注記との関係、として考察を行う。なお、以上の内(1)〜(3)は、主に前節の比較とその用例を基に考察する。

(1) 「イ」本注記の施注態度

「イ」本注記の施注態度として、ここで特に問題にしたいのは、蓮成院本の「イ」本が高山寺本と同系の本であることは対応箇所の比較によって明らかであるにしても、その「イ」本注記が「イ」本との相違点の総てを注したものであるのか、そうではないのかという点である。但しここで障礙となるのは、蓮成院本所用の「イ」本そのものとの比較ができないことであり、この問題の正確な説明は困難であるということになる。しかし、今は、「イ」本に極めて近い本であると考えられる現存高山寺本との比較をもつて、知り得る点について述べたい。

蓮成院本と「イ」本との相違点を総て注したかという点について、結論を先に述べれば、否となる。その端的な例は、和音注に対する「イ」本注記である。上述の如く、和音注に対する「イ」本注記は、和音注自体が多重に存するにも拘らず、例は極めて少い。しかし、その「イ」本注記の例がいずれも高山寺本独特の和音注の状況とまさしく一致していることから、蓮成院本所用の「イ」本のこれ以外の和音注が、蓮成院本と同形の「禾…」「禾…」であったとはまず考えられない。この事から、和音注における蓮成院本と「イ」本との相違は、総て注せられたのではなく、寧ろ殆ど注せられなかったものと見られる。

では、和音注においては、どのような場合に「イ」本との相違が注せられたのかということが問題になる。そこで、上掲④⑤⑥の3例の内、先ず④について、その前後の和音注を列挙した上で考察してみる(声点は省略する)。

〔蓮成院本〕

佛	禾 ^レ 復 ^ツ	(佛一オ)
僧	禾 ^レ ソウ	(〃)
侶	和立リヨ又ロ	(〃)
住	禾 ^レ 地 ^ユ 又音 ^イ ケイ	(二ウ)
佳	禾 ^レ クエ ^{ケイ}	(〃)
位	禾 ^レ キ	(〃)
倍	禾 ^レ ハイ	(〃)
以	禾 ^レ イ	(二オ)

〔高山寺本〕

佛		(三オ)
僧		(〃)
侶	又音 ^ロ 又リヨ	(三ウ)
住	又音 ^地 ユ	(〃)
佳	又音 ^{クエ} 又音 ^{ケイ}	(〃)
位	音 ^キ	(〃)
倍	又音 ^{ハイ}	(四オ)
以		(四ウ)

〔観智院本〕

佛	和音部 ^ツ	(佛上一頁)
僧	和音ソウ	(二頁)
侶	禾立リヨ又ロ	(〃)
住	禾 ^レ 地 ^音	(三頁)
佳	禾 ^レ クエ ^{ケイ}	(〃)
低	禾 ^レ キ	(〃)
倍	禾 ^レ ハイ ^ヘ	(〃)
以	禾 ^レ イ	(四頁)

右は、三本の佛上帖の冒頭の和音注を、始めから8例ほど掲げたもので、この中5例目に、蓮成院本において「イ」本注記が現れる。ここで蓮成院本の和音注を眺めると、最初の「佛」から4例目の「住」まではいずれも「禾^レ」又は「和立」として掲げられていて、「音」の省文「^レ」立」を含んでいるのに対して、5例目の「佳^レクエ^{ケイ}」ではそれが含まれていない。以下「位」「以」の和音性においても「^レ」立」は見られないが、「佳」の例はこれらの初出となる。ここで予想されるのは、「佳」の「禾^レクエ^{ケイ}」が音注の一種であることの理解のための参照として、「イ」本の「又音」が特に注せられたのではないかということである。そして「位」以下の同様例は、これに倣うものとして注せられなかつものと思われる。このように、蓮成院本の「イ」本注記には、本文の理解を助ける機能があつたものと見られる。では、もしそうであるならば、⑤の「音^イ」の例は、④から離れた所でどうして再び注せられたのであろうか。これについては今一つはつきりしないが、やはり、前後の「直禾^レ地^キ」「存禾^レソ^ン」「右禾^レウ」「古禾^レコ」(以上佛二〇ウ)等比べて、

③③ 𦵏 正所 トコロ オウ
37アル 色呂反

(佛一七ウ)

𦵏 正所 トコロ オウ
セラル ミモト
色呂反

(四十ウ)

③④ 嘖 上責 セム
アママル

(佛三七オ)

嘖 音責 セム
アママル ガキナム
カサキナク

(六十五オ)

の如く(傍線筆者) 蓮成院本に注せられていない例が多く存し、こちらの方が、蓮成院本に「イ」として掲げられるもの51例(⑧⑩⑫等)に比べると圧倒的に多くなっている(例えば前節で比較対象とした丁数の約24%に当る「口」部のみに限っても47例に上る)。これらには、蓮成院本所用の「イ」本と現存高山寺本との差異によるものも含まれている。可能性はあるが、少くとも総てがそうであるとは思われない。このように、「イ」本の和訓が掲げられる場合とそうでない場合とに、何らかの判断規準が存したのか否かなどについては、以後の検討課題としたい。

また、「イ」本注記の中でも、「イ」本に存しない標出字、和訓、注文を「イ无」等と注することは、更に少いようである(前節で比較対象とした範囲では⑥を含め17例)。蓮成院本に存して高山寺本に存しない記事自体が多くないが、その中でも「イ无」と注せられるものは一部だけのようである。その事は、例えば⑬⑭⑮⑯において、「イ」本に該当する和訓が無いと判断されていたと考えられる⑰「尋カキル」、⑱「浅オカス」、⑲「毎コトニ」、⑳「毎シハン」や、注(20)の用例中の「暖アタ、カナリ」に、「イ无」と注せられていないことから予想される。一方、「イ无」と注せられている諸例を観ると、その総てではないにしても、

③⑤ 𦵏 ムキテイ元

(佛一六ウ)

𦵏 (ムキテイ)なし

(三十九ウ)

𦵏 (ムキテイ)なし

(佛上七二頁)

③⑥ 𦵏 ムス ヲク

(佛三五オ)

𦵏 ムス ヲク

(六十三オ)

𦵏 ムス ヲク

(佛中二九頁)

蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記について

③⑦ 遜……
 遜^先 僻^先 | イナヒマツス
 (佛九ウ)

遜……
 僻 | イナヒマツス
 (三十一オ)

遜……
 僻^三 | イナヒマツス
 (佛上五七頁)

のように、③⑤の「ムキテ」なる意義不明の和訓、③⑥の「曠・嚙」に対して「ワム」なる奇妙な和訓や、③⑦の「遜」字の重出例など、疑問視される記載に注せられる例が目につくように思われる。この点は、⑥の和音注に対する「イ无」の例として相通じている。これらに対して、①⑦⑧⑨⑩、注(20)の右の和訓に「イ无」と注せられなかったことは、概ね納得されよう(但し⑩の「浅」は何字か未詳)。

「イ」本注記の施注態度を考える上で、もう一つ注意されるのは、標出字の字体の相違を注するものである。字体については、上述の如く、転写の過程における変容が比較的多いと思われるので、現蓮成院本と現高山寺本との標出字を比較しても、その字体に対する施注態度について、あまり信頼性のある検討結果は期待できまい。ただ、蓮成院本を概観するに、標出字の字体の相違を注する「イ」本注記は、概して佛帖の初め辺りに多く出現して、次第に少くなつて行く傾向が看取される(佛帖六丁辺りまでに多い。但し四丁と五丁との間には十六丁分の欠落がある²⁷)。蓮成院本と高山寺本との標出字の字体の相違が後に行くほど少くなつたとは考えにくいので、恐らくは、次第に施注が丹念ではなくなつて行つたというのが実情であろう。無論、これには、単なる丹念さの問題ではなく、標出字の字体の相違自体がさほど重視されなかつたなどということも関わっているかもしれない。

以上、「イ」本注記の幾つかを取上げて、その施注態度について考察した。これ以外の「イ」本注記についても更に検討してみる必要があるが、この考察により、必ずしも総ての相違点を注したわけではないことが判り、一部についてはその施注の理由も或る程度まで明らかにされたものと思う。

(2) 「イ」本と現存高山寺本との相違点

高山寺本と同系であると考えられる、蓮成院本所用の「イ」本と、現存高山寺本との間における相違点は、現状で確認できるものと言え、それは即ち、蓮成院本の「イ」本注記内の高山寺本に一致しないものということになる。第二節においてこの例の少いことを述べ、それが即ち、「イ」本が高山寺本と同系であることの根拠の一つともなっている訳であるが、②④⑩等の不一致例が少数ながらも存するということは、逆に「イ」本と現存高山寺本とが全同ではないことを示している。

その不一致例(全30例)を観ると、第二節でも述べた如く、標出字や注文中の文字の字体の相違を注するものの比率が高い(②④⑩等22例)。この事には、転写の過程における字体の変容が関わっていることも、先に述べた通りである。

それ以外の不一致例は比較的少い(8例)が、これを一覧すると、②④⑩の和訓の例はいずれも高山寺本の記載の方が正当であり、この他、「イ」本「遜シツカフ」(「カ」に対する左傍線と「イ」は「イ无」の意)(佛九ウ)、高山寺本「遜シツカフ」(三十一ウ)(観智院本も同)の例も、一概には断言できないながら高山寺本の方が正当と見られる。「イ」本「咎ワササハヒ」(佛四八ウ)、高山寺本「咎ワササハヒ」(七十八オ)の例も、歴史的仮名遣の点では高山寺本の方が正当である。②④も、高山寺本が正当と見て差支えない。ただ②⑤のみは「喧」が何字か未詳のため判定できないが、それ以外は総て高山寺本の方が正当である。また、字体の相違の例(②④⑩等)の中においても、②④や、「イ」本「吁フ…四谷鼻鼻字」(佛四六オ)、高山寺本「吁…四谷鼻鼻字」(七十五ウ)の例は、高山寺本の方が正当と見られる。

このように、右の限られた用例で観る限りは、現存高山寺本よりも「イ」本の方が、誤写が多かったことが推定される。恐らく、「イ」本は、現存高山寺本よりも後の写本なのであろう。⁽²⁹⁾

(3) 「イ」本注記の施注時期

ここでは、蓮成院本における「イ」本注記が、現蓮成院本において初めて書入れられたものであるのか、或いは、もつと前の写本において書入れられていたものが、蓮成院本の原本文と共に転写されたものであるのかという点について

と断つた上での一種の和訓の増補（和訓以外の注文をも含めて考えれば記事の増補）と意識されていたのではないかと思われる。

右に對して、対応する記事における文字の相違等を注する「イ」本注記の場合は、その注記の趣旨から、原本の記事に傍書されるのが原則であるが、その中でも次の例は、「イ」本注記が転写されたものであることを良く物語るものである。

④ ㊦題去論求隕反 ㊦谷

（佛三五オ）

㊦下谷去論 ㊦求隕反 ㊦吐

（六十三ウ）

元々注文の最初に掲げられていたと思われる音注「去論求隕反」が、「イ」本注記の「題イ」を避けるように記されており、恐らくは転写の過程でこのような形態になったものであろう。

以上のように、蓮成院本の「イ」本注記は、それ自体蓮成院本の原本文と共に転写されたものと考えられる。従って、特に字体の相違を注する「イ」本注記の中には、この転写の間に「イ」本注記そのものの字体が多少変容してしまったものも含まれている可能性のあることは、先にも述べた所である。

(4) 佛帖以外の帖における「イ」本注記

前節における比較検討では、蓮成院本の「イ」本注記の中でも、高山寺本と重なり合う佛帖のみを対象としたが、蓮成院本にはそれ以外の法帖、僧帖にも「イ」本注記が施されている。これら佛帖以外の帖における「イ」本注記については高山寺本との比較が行えないが、やはり佛帖の場合と同じ高山寺本系の本に拠っていると考えて差支えはあるまい。しかし、和音注の例など、その事を積極的に示す「イ」本注記の例があれば更に良い。ここでは、その点について触れておく。

先ず、冒頭の「水」部から「言」部の途中までのみを残す法帖においては、残存部分の少なさもあつてか、「イ」本が

高山寺本と同系であることを積極的に示すような例は、残念ながら見出されない。

これに対して、僧帖には、和音注についての「イ」本注記が、次の2例のみ見出される(いずれも「僧上」帖の例である)。

〔蓮成院本〕

④ 券ナ勸契、
又ナ化ンイ

(僧二二ウ)

〔観智院本〕

券ナ勸契、
木化ン

(僧上八二頁)

⑫

鑑盧蓋又
ナマリ
又ナラフ

(僧三六オ)

鑑盧蓋又
ナマリ
木ラフ

(僧上一二四頁)

蓮成院本に「イ」として掲げられた「又ナ化ン」「又ナラフ」は、観智院本との対比から和音注であることが判り、しかも、高山寺本の特徴である「又ナ」(又音)の形式である。第二節の④⑤⑥が蓮成院本の和音注に対して「イ」本との相違が注せられた例であったのに対して、こちらは蓮成院本に無い和音注を「イ」本から取入れた例であるが、いずれにせよ、その「イ」本が高山寺本と同系の本であることを示している。この点からも、蓮成院本の全帖の「イ」本注記が、同一の本(高山寺本系の本)に拠っていると考えて、まず間違いはあるまい。

なお、右の僧帖における「イ」本の和音注が高山寺本系のものであることは疑いないにしても、2例とも「音」字について省文「ナ」が用いられていることが注意され、この点は、現存高山寺本(「佛上」帖のみ)や上掲の佛帖における「イ」本の和音注(④⑤)と異なっている。高山寺本では、現存本「佛上」帖を観る限り、この「音」を始め「反」「俗」等については、徹底して省文を用いておらず、この点も他の改編本諸本と比べて高山寺本の特徴の一つとされる。右はそれに反することになるが、これについては次の(5)で述べる。

(5) 蓮成院本僧帖「又・支・爿」部の高山寺本系本文と「イ」本注記との関係

蓮成院本の僧帖の「又」「支」「爿」の連続する三部首(僧六四ウ〜七二ウ)の本文は、他の部分の本文とは素姓が異なる

り、高山寺本と同系の本文になっていることが、やはり和音注の形態等から判明する(但し「又」部冒頭の六十四丁裏は除く)。これは、蓮成院本の本文の欠けていた部分が、高山寺本系の本によって補われたものと考えられる。この部分には、上述の如く「イ」本注記が全く存しない(「又」部冒頭の六十四丁裏には存する)。この事情については、次の三つの可能性が考えられる。

(イ) 高山寺本系の本によって「イ」本注記が施された後、別の時期に、高山寺本系の本によって右の部分が補われたため、この部分には「イ」本注記が存しない。

(ロ) 高山寺本系の本によって右の部分が補われた後、別の時期に「イ」本注記が施されたが、その「イ」本も高山寺本系であるためこの部分には「イ」本との相違点が無く、結果的に「イ」本注記が施されなかった。

(ハ) 高山寺本系の本によって右の部分が補われた際、同じ本によって「イ」本注記も施された。

右の三者については、この高山寺本系の本文がいつ補われたものであるのが問題となる。この部分は六十五丁表に始まり七十二丁裏に終るので、この部分のみ後から補ったとしても矛盾はしないが、先に鎮国守国神社において原本調査を行った所では(昭和六十年五月)、他の部分と料紙、筆跡とも同一であって、現蓮成院本において後から補われたような跡は見られない。また、現存する「佛上」「法上」「僧上」「僧下」の各帖について、各部首冒頭の書式を検ずるに、夫々の帖毎に異なっている(その理由は未詳である)が、各帖の内部では統一性があり、「僧上」帖では、部首毎に改頁を行い、各部首初掲の標出字は一段下げて書始める形式となっている。⁽³²⁾「又・支・支」部はこの「僧上」帖に属していてその冒頭が注意されるが「支」部、「支」部とも右の「僧上」帖の書式に則っている(「又」部冒頭は高山寺本系の本文にはなっていないので右の書式であることは当然である)。確証はないものの、これらの点は、現蓮成院本に至る以前の早い時期から高山寺本系の本文が組込まれていたことを思わせる。これに対して、「イ」本注記も、上述の如く現蓮成院本に至る以前に施されていたものである。

しかしいずれにせよ、今の段階では先の三者の内のいずれが事実であるのかを判断する確たる材料は、残念ながら見出されない。ただ、別系の本によつて本文が補われる際、それ以外の部分についても、その本との相違点が注せられたり、不足している和訓等の記事が書込まれたりするということは大いに考え得ることであり、(イ)の可能性を重視したい所である。なお今後の検討に俟ちたい。

なお、(4)において述べた、僧帖の「イ」本の和音注に省文の「ㄨ」(音)が用いられている点については、この高山寺本系の本文になっている「又・支・爻」部(「又」部冒頭一頁を除く)にも共通している。この部分の和音注を観ると、「敏又音ミン又ヒン」(僧六六オ)や「敏音レム」(僧六七オ)の如く、「音」が用いられている例が多いながらも、「交ナケウ」「文ナチャウ」(共に僧六五ウ)「段又ナ段^(ニ)」(僧七一オ、観智院本「禾墮ン」)の如く省文「ㄨ」を用いる例も混在している。また、和音注以外の注文においても「史^上使」「吏^理致^又」(共に僧六五オ)等、省文の「ㄨ」「又」を良く用いている。「イ」本注記とこれらの事とを考え合わせると、高山寺本においても、僧帖では省文が用いられたらしいことが判る。⁽³³⁾

以上、(1)「イ」本注記の施注態度以下、五つの点について考察を行った。まだ不十分な点が多々あるが、右において判明した点や考えられた点は、「イ」本注記を活用する上での参考や注意点となろう。

四、結びに代えて——蓮成院本類聚名義抄の「イ」本注記の活用——

これまでの検討により、蓮成院本の「イ」本注記が、高山寺本と同系の本に拠つたものであることが、具体的に明らかにされたものと思う。尤も、この「イ」本注記は、前節で考察した如く、蓮成院本と「イ」本との相違の総てを注してはいない点など、これを、高山寺本の現存しない部分の本文を知るための資料として活用するとなれば、多くの制約がある。しかしそれでも、「イ」本注記自体については、高山寺本にはその注記通りにあつたと観てほば良いと考えられるので、それを踏えた活用の仕方は可能である。今の時点においては、この「イ」本注記を活用することによつて重

要な問題が解明されるというような状況にはないが、今後、改編本類聚名義抄諸本の比較研究等において種々に関わりが出て来ることも予想される。また、前節(5)において、蓮成院本の「イ」本注記から、高山寺本の僧帖においては、現存の帖「佛上」とは異なつて省文が用いられていたらしいことが推定されたことも、「イ」本注記の一つの援用例と言ひ得る。これまでの所、右以外に、蓮成院本の「イ」本注記を活用した(或いは援用したと言ふべきか)和訓に関する考察を二件行つてゐる。以下それを述べることをもつて、本稿の結びに代えたい。

その一つは僧帖についてのものである。蓮成院本の僧帖には、原本文に無い和訓を「イ」として掲げる例が佛帖以上に多く存し(29例を数えた)、これを観智院本と比較すると、その殆どについて、観智院本にもそれに該当する和訓が存する。これは、第二節における検討結果と同様であり、高山寺本の和訓がほぼ観智院本に含まれる関係になつてゐることの反映と考えられる(注(21)を参照)。ただ、10例のみは観智院本に該当の和訓が見られず、この内次の4例(標出字は3種)は、観智院本にその標出字自体が存しないという特異な例である。いずれも虫部の例である。

④③ 螳今正 螳今正
 丘今正 謹今正 ×
 ミニス

④④ 蚱痒二正 蚱痒二正
 倅痒二正 丈痒二正 ×
 ハサソリ ハチ

④⑤ 蝸或正章 蝸或正章
 歌或正章 ×
 蜘蛛 シカラ

(以上僧一〇四ウ)

観智院本の虫部には、標出字の排列順序に手が加えられた跡が見え(そのため却つて標出字の排列に不備が生じている点も認められる)、それに関係してか、蓮成院本と比較すると、蓮成院本僧帖の一〇四丁表一行目「蠶蟹蝨」から一〇四丁裏四行目「蝸」まで(但し一〇四丁表二行目「蜻蛉」は除く)が、観智院本には掲げられておらず欠落している(観智院本では僧下二九頁の「蠶蝨未詳」と「虻蝨未詳」との間に該当する)。右の④③④④⑤は、この欠落部分に当る。この欠落部分には、「蟹」「蝨」「蝸」「融」「蟻」等、一般に良く使用される字も多く含まれており、これらが観智院本に登載されていないことには驚かされるのであるが、恐らくこの部分は、転写か排列の改変の際に誤脱されたものと思われる。この欠落部分について、右掲の如く蓮成院本に「イ」本注記が存することから、この部分が高山寺本にも存していたことが推

定される。このように、蓮成院本のみならず高山寺本にもこの部分が存していたということから考えても、観智院本にも本来はこの部分が存していたと見るべきであろう。

類聚名義抄の改編本の利用に当つては、唯一全帖を有する観智院本が用いられるのが普通であるが、右述の欠落部分については蓮成院本によって補われる必要がある。その際、右の4例の「イ」本の和訓も、高山寺本に存したものと用いられるべきである。また、上述の僧帖における観智院本と高山寺本との和訓の包含関係から考えて、これら4例の和訓は、観智院本においてもこの欠落部分に存していたものであろうことが推測される。

もう一つは法帖についてのものである。蓮成院本の法帖は、初めの水部、ㄱ部、言部の中途までのみしか現存していないため、原本本文に無い和訓を「イ」として掲げるものは、27例しか見出されない。これまでに述べてきた、佛帖や僧帖における観智院本と高山寺本との和訓の包含関係から考えると、高山寺本に存していたと考えられるこれら27例の「イ」本の和訓は、総て或いは殆どについて、それに該当する和訓が観智院本に存することが予想される。ところが、実際には、この27例の内の10例は、

- | | | | |
|--|---|---|---------------|
| <p>④8 冽 <small>上列 寒氣、</small> 冽正</p> <p>(法二四オ)</p> | <p>④7 沙 <small>石ノソク</small></p> <p>(法二三ウ)</p> | <p>④6 沛 <small>イメサカリニフル 上頁又霈 オホアメ タマルカタフク</small></p> <p>(法一一オ)</p> | <p>(蓮成院本)</p> |
| <p>冽 <small>上列 寒氣、</small> 冽正</p> <p>(法二四オ)</p> | <p>沙 <small>ノソク</small></p> <p>(法上四四頁)</p> | <p>沛 <small>上頁又霈 オホアメ タマルカタフク</small></p> <p>(法上二〇頁)</p> | <p>(観智院本)</p> |

の如く、観智院本に該当の和訓が存しない。全体の用例数が少いため明確なことは言い難いが、これによれば、法帖の少くとも水部など初めの部分においては、高山寺本に存して観智院本に存しない和訓が比較的多くあり、観智院本と高山寺本との和訓の包含関係が、他の帖の、観智院本に高山寺本がほぼ含まれるという関係とは、異なっていたことが予想される。

因みに、この水部においては、観智院本と蓮成院本との和訓の包含関係についても、観智院本に蓮成院本が包含されるという原則とは異なっている。その事は、蓮成院本の水部の末尾に、観智院本に存しない標出字が和訓を伴って、約三行分に亘って掲げられていることから判る。⁽³⁴⁾このように、法帖の少くとも初めの水部辺りでは、三本の和訓を始めとする本文の包含関係が、他の部分とは多少なりとも異なっていたことが予想される。

なお、岡田希雄氏が、蓮成院本が観智院本よりも後出であることの根拠の一つとして掲げられた「観智院本には見えないが、蓮成院本には見えて居る注文」57例(標出字の数による。この内和訓を含むものは34例)は、「イと標してあるものは「取らなかつた」とされているが、この内、法帖の「沛アメサカリニフル」「沙玉云所加反暴散 石スナコマナコ」「冽サムシ」「冽」は「冽」が正当)は、右掲④⑥⑦⑧の「イ」本の例であり、実は蓮成院本の原本文として掲げられていた和訓ではないことが判る。同様に「汾ナリテ」「⁽³⁵⁾×_(讀字の右に言字を書いた字)サキナム」も、実際の蓮成院本によれば、「汾ナリテ」(法一五オ)、「譚サキナム」(法二五ウ)如く「イ」本の例であり、「潮ウナツシホ」(「ウ」はママ)も、実際の蓮成院本では「潮⁽³⁶⁾ミナツシホ」(法一三オ)「シホ」は観智院本にもあり)とあって、「イ」本の和訓を指していると考えられる。

以上の二件の考察は、「イ」本注記の活用と言っても僅かに援用したに過ぎないものであるが、蓮成院本の「イ」本注記の素姓や性格を知った上で同本を用いることは重要と思われる。蓮成院本には僧帖の大部分が現存していて「イ」本注記も豊富であり、今後、類聚名義抄の和訓研究等において、特にこの僧帖における「イ」本注記が活用されることが予想され期待される。

注

(1) 蓮成院本には近世の転写本も知られるが、本稿では、それらの原本と考えられる鎌倉後期書写の鎮国守国神社蔵本を用いる。蓮成院本は、佛上・佛下・法上・法下・僧上・僧下の六分冊であったと考えられており（渡邊實「西念寺本類聚名義抄について」『古稀記念国文学論集』昭35・3、尾崎知光『鎮国守国三寶類聚名義抄』解説、昭40・7、昭61・1）、佛上（一部欠）、法上（冒頭水部から言部途中まで存）、僧上（一部欠）、僧下（一部欠）が現存し、現状は僧上・下が一帖に一括されて全三帖となっている。以下多くこの三帖を単に佛帖、法帖、僧帖と称する。なおテキストには、勉誠社刊『鎮国守国三寶類聚名義抄』写真複製本を用いる。

(2) 『類聚名義抄の研究』（昭19・6）第二篇第四章「蓮成院本類聚名義抄放」。当時の資料の制約から、この比較は、伴信友校本（文化年間に観智院本転写本に西念寺本、蓮成院本転写本との校合を書入れたもの）の更に写しに拠って行われており、問題も少なくなない。

(3) 注(2)著書第二篇第一章「高山寺本類聚名義抄放」、同第三章「西念寺本類聚名義抄放」。

(4) 『古辞書の研究』（昭30・11、昭61・2増訂）。

(5) 注(1)論考。

(6) 天理図書館善本叢書『三寶類字集』解題（昭46・11）。

(7) 「改編本類聚名義抄諸本に見られる合点の考察——成立論への手がかり——」（愛知県立惟信高等学校研究紀要5、昭49・3）、「改編本系類聚名義抄諸本の成立事情——熟字にかかわる問題点の考察——」（同前紀要七、昭51・3）、「『類聚名義抄』——観智院本と蓮成院本との

「雑」部の比較対照（下）」（椋山女学園大学研究論集第十三号第二部、昭57・2）。

(8) 「改編本系名義抄相互の関係——標出字・和訓の面からの一考察——」（訓点語と訓点資料第六十八輯、昭57・5）。

(9) 「改編本類聚名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について——熟字訓を対象として——」（国語学第百四十四集、昭61・3）。

(10) 「蓮成院本類聚名義抄の成立について——異質な本文を有する部分の存在とその素姓——」（本誌第八輯、昭60・5）。

(11) 「三宝類字集の和訓の傍書について」(宇部短期大学学術報告第14号、昭53・1)。「三宝類字集」は高山寺本類聚名義抄の正
式名。高山寺本の和訓の傍書について整理検討されたうえ、蓮成院本の和訓の傍書についても言及されている。

(12) 「類聚名義抄和訓の傍書の分類——訂・補等に関するものについて——」(宇部国文研究第十四号、昭58・3)。

(13) 注(10)拙稿。

(14) 高山寺本には近世の転写本も知られるが、その原本である鎌倉初期書写の天理図書館蔵本を用いる。以下、高山寺本或いは
現存高山寺本と称する場合は、この天理図書館蔵本を指す。高山寺本は、佛上(佛寶類字集卷上)・佛下・法上・法下・僧上・
僧下の六分冊と考えられるが、その分冊の仕方は蓮成院本とは異なる(渡邊實「三寶類字集」解題、昭46・11)。この内、佛
上の一帖のみが現存する。なおテキストには、天理図書館善本叢書「三寶類字集」写真複製本を用いる。

(15) 観智院本(鎌倉中後期頃書写)は類聚名義抄唯一の完本として著名であり、佛上・佛中・佛下・法上・法中・法下・僧上・
僧中・僧下の九分冊である。テキストには、天理図書館善本叢書「類聚名義抄(観智院本)」写真複製本を用いる。但し、用例の所
在は便宜的に風間書房版の頁数による。

(16) 西念寺本は、現存部分が僅かである上に、近世の写本しか残っておらず、しかも観智院本に近い本であるので、今回は用いな
かった。

(17) 高山寺本の佛上(人部く田部)は、ほぼ蓮成院本の佛上(人部く肉部)、観智院本の佛上・佛中(同前)に当るが、分冊法
の相違から肉部は含まれない。なお、蓮成院本は人部中途以下、イ部、是部中途までの十六丁分を欠く(尾崎知光、注(1)解
説に詳しい)。

(18) 沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』(昭57・3)一七七〜二二六頁。

(19) 岡田希雄、注(3)前者論考。但し、岡田氏は、当時まだ原撰本の存在が知られていなかったため、高山寺本の和音注の形態
を観智院本よりも古いものと考えられた。

(20) 対応する記事を誤認したと見られる「イ」本注記としては、他に次のような例も存する。

暖イ

暖 煖ニ正乃管反
又上暄月一カケヌ

(佛六三〇)

暖 煖ニ正乃管反又音暄
又上カケヌ又音ナシ

(九十五ウ)

暖 煖ニ正乃管又上暄
又上カケヌ又音ナシ

(佛中九二頁)

暖 上夜早
月一カケヌ

(佛六四ウ)

暖 音俊早
月一カケヌ

(九十五ウ)

暖 上夜早
月一カケヌ又音ナシ

(佛中九二頁)

「暖」に対応する項を「暖」と勘違いしたものである。

(21) これは、蓮成院本の和訓が高山寺本の和訓にほぼ包含され、高山寺本の和訓は観智院本の和訓にほぼ包含されるという関係になつてゐることの反映である(尤も大部分の和訓は三本に共通する)。この三本の和訓の包含関係は、犬飼守薫注(7)論考、草川昇注(8)論考、注(9)拙稿における検討結果から考えられて来る。また、独自に観智院本と高山寺本との和訓の数量的比較を丁数の多い「人」部と「口」部で行つたところでも、

○観智院本、高山寺本の両本に共通する和訓…252例

○観智院本のみ存する和訓…163例

○高山寺本のみ存する和訓…43例

という、概ね右述に沿つた結果が得られた。

(22) ⑬と⑳とは同一の標出字の例であり、蓮成院本、高山寺本、観智院本は夫々、

毎 シハシツネニコトニシハクイ
ヲノクコトクムサホル

(佛三二〇)

毎 シハクツネニ
オノクコトクムサホル

(六十ウ)

毎 シハクツネニコトニ
ヲノクムサホル

(佛中二四頁)

とある。

(23) ②④は、「イ无」の指す範囲が判然とせず、「一」(前の標出字「妍」を指す)に附されたものとも、「一嬢ウルハン」全体を指しているとも見得るが、いずれにしても、高山寺本、観智院本の両本に一致しないと判断される。

(24) 標出字の字体の相違を注する「イ」本注記の中には、

佛^イ或

(佛三ウ)

佛^イ或

(六オ)

佛^イ或

(佛上九頁)

のように、「イ」本注記の字体と蓮成院本の字体との違いが殆ど判らない例も存し、これらには、蓮成院本や「イ」本注記自体の転写の過程における字体の変容が関わっているものと思われる。

(25) 例えば②③も「イ无」とあるが、この例は対応する記事中の文字の相違を注したものであるので、「イ无」でもこのような例はここには含まれない。

(26) 蓮成院本には「ムス」「ワム」の二訓があり、高山寺本にはいずれも存しないが、「イ无」は「ワム」のみを指すと見られる。「ムス」はこの字に対して適切な和訓である。観智院本には「囉」に「ノム」があり、「ワム」は「ノム」の誤写と考えられる。

(27) 注(17)を参照。

(28) ⑩も「イ」本が高山寺本と一致しない例となるが、この例は対応する記事における相違点を注するものではなく、「一弱^(イ)ケコフ」自体を「イ」本として掲げたものであつて、上述の如くこの「イ」本注記自体の転写の過程における誤写の可能性も高いので、除外して考えた。

(29) 高山寺本には、近世の写本、所謂伴信友本(京都大学蔵)が存するが、天理図書館蔵本の忠実な転写本であり、同じく「佛上」帖しか存しない(渡邊實、注(6)解題)。これに対して蓮成院本の「イ」本注記は法帖、僧帖にも施されていて、この「イ」本には全帖が揃っていたと推測され(本節(4)をも参照)、伴信友本には直接には関係しない。ただ、上掲⑫の如き例も存することから、現存高山寺本が、全帖を有していた時に転写された本である可能性は考えられる。

(30) 渡邊實、注(6)解題。

(31) 注(10)拙稿。

(32) 「佛上」は、「口」部を除き、前の部首の最終行に続けてすぐその次行から書始め、初掲の標出字を一段下げる。「法上」は、前の部首の最終行とは一行空けて行を起し、初掲の標出字を一段下げることはしない。「僧下」は、前の部首の最終行にすぐ続ける場合、一行空ける場合、二行空ける場合があるが、改頁をする原則は無く、初掲の標出字を一段下げることもしない。

(33) ④は「力」部、④は「金」部の例であり、高山寺本では共に「僧上」帖に当り、「又・支・攴」部も高山寺本では「僧上」帖に当る。従って、「僧上」「僧下」二帖の内少くとも「僧上」帖では、省文が用いられたことが推定される。

(34) 渡邊實、注(1)論考三九二・三九三頁、注(10)拙稿の注(20)、注(9)拙稿の注20・21。

(35) 注(2)論考。

(36) 上述の如く、蓮成院本の法帖の「イ」本の和訓の内、観智院本に存しないものは④⑥⑧等10例であり、それらの大半が、岡田氏の示された「観智院本には見えないが、蓮成院本には見えて居る注文」の中に掲げられていたことになる。これは、氏の用いられた伴信友校本の写しに問題があったものと思われるが、蓮成院本の系統を判断する根拠の一つにされているので、この点を指摘しておく。なお、その他、僧帖の挙例の中にも「イ」本の例が4例ほど(内一例は反切、他は和訓)混入している。

[附記]本稿は、昭和六十年度広島大学国語国文学会秋季研究集会における同名の口頭発表を基に、その後の検討を加えて成稿したものである。小林芳規先生には終始暖かい御指導と御助言とを賜わった。記して深謝申上げる。また、右研究集会の席上、室山敏昭先生には貴重な御意見を頂き、成稿に当っては、沼本克明先生に多くの御助言を賜わった。併せて御礼申上げる。